

## 応募資格

参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (8) プライバシーマークの使用許諾事業者の認定を受けている者、又はI SMSの認証取得をしている者であること。

（参考）

### 地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 広島市契約規則

（一般競争入札参加者の資格）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 広島県暴力団排除条例

(利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表)

- 第十九条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 一 第十条第一項の規定に違反して、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者に対して利益の供与をする行為
  - 二 第十条第二項の規定に違反して、他人に前号に該当する行為を要求する行為
  - 三 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、暴力団の威力を利用し、又はその行う事業に暴力団員に従事させる行為
  - 四 第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項又は第十六条の規定に違反する行為
- 2 公安委員会は、調査対象者が前項各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、当該調査対象者に対し、公安委員会規則で定めるところにより当該行為を中止し、又は暴力団の排除のために必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 公安委員会は、第一項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、二十四月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。